

予算要領の公表

令和6年2月27日に、令和6年2月組合議会定例会において議決された本組合予算について、地方自治法第219条第2項の規定に基づき、その要領を公表します。

令和6年2月27日

鳥栖・三養基西部環境施設組合
管理者 岡 毅

令和6年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計予算

(1) 予算概要

歳入歳出それぞれ2億1,723万6千円となり、前年度に比べ11億5,675万9千円の減、伸び率は△84.2%となっています。

(2) 歳入予算

(単位：千円)

款	6年度当初予算①	5年度当初予算②	差額①－②
1 分担金及び負担金	163,455	1,118,341	△954,886
2 国庫支出金	53,430	3,666	49,764
3 財産収入	316	317	△1
4 繰入金	1	1	0
5 繰越金	1	1	0
6 諸収入	33	83,094	△83,061
使用料及び手数料	0	168,575	△168,575
計	217,236	1,373,995	△1,156,759

1 分担金及び負担金

構成団体負担金（総額163,455千円）の内訳 (単位：千円)

市町名	6年度当初負担額①	5年度当初負担額②	差額①－②
鳥栖市	105,592	748,189	△642,597
上峰町	17,982	123,202	△105,220
みやき町	39,881	246,950	△207,069
計	163,455	1,118,341	△954,886

2 国庫支出金

国庫支出金5,343万円は、焼却施設解体に伴う循環型社会形成推進交付金です。

3 財産収入

財産収入のうち 31 万 5 千円は、土地の貸付収入です。

4 繰入金

施設解体の時に施設解体基金から繰り入れるための科目設置です。

5 繰越金

前年度からの繰越金が生じた場合のための科目設置です。

6 諸収入

3 万 3 千円を見込んでいますが、うち 3 万円は雇用保険料の個人負担分です。

使用料及び手数料

令和 6 年 3 月末でのごみ処理事業終了に伴い計上はありません。

(3) 歳出予算

(単位：千円)

款	6 年度当初予算①	5 年度当初予算②	差額①－②
1 議会費	3 1 6	3 1 6	0
2 総務費	3 8, 4 4 4	1 5 2, 2 6 1	△ 1 1 3, 8 1 7
3 衛生費	1 7 5, 4 7 6	1, 2 1 3, 4 1 8	△ 1, 0 3 7, 9 4 2
4 予備費	3, 0 0 0	8, 0 0 0	△ 5, 0 0 0
計	2 1 7, 2 3 6	1, 3 7 3, 9 9 5	△ 1, 1 5 6, 7 5 9

1 議会費

議員報酬と費用弁償が計上されています。

2 総務費

総務費は、総務管理費と監査委員費の計上です。総務管理費の一般管理費には、職員の人件費、構成市町からの派遣職員の人件費負担金が計上されています。

なお、監査委員費は、監査委員の報酬と費用弁償 2 万 9 千円が計上されています。

3 衛生費

衛生費は、前年度に比べ 10 億 3, 794 万 2 千円の減額となっていますが、これはごみ処理事業終了に伴う運営費の減が主なものです。

また、新たにごみ処理施設解体費として、1 億 7, 547 万 6 千円を計上しています。

4 予備費

予算編成時に想定できない費用に充てる財源 300 万円を予備費として計上しています。